

令和 7 年度川越町職員（保育士・幼稚園教諭） 募集要項

●令和 8 年 4 月 1 日採用職員を募集します

1 募集職種・採用予定人員・年齢及び資格要件

募集職種	採用予定人員	年齢及び資格要件
保育士 幼稚園教諭	若干名	・保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する方又は令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込の方 ・昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた方

※ 採用予定数は、欠員状況等により変更する場合があります。

- (1) 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない方（別紙参照）
- (2) 採用後に、川越町又はその近郊に居住できる方
- (3) 外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方に限ります。

※ 外国籍の方については、採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。詳しくは、「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

2 試験日時と会場

(1) 第 1 次試験

日 時：令和 7 年 8 月 24 日（日）

午前 9 時 20 分～（受付は午前 8 時 45 分～午前 9 時 5 分）

場 所：川越町役場庁舎 2 階大議室

内 容：【午前】教養試験、適性検査

【午後】専門試験

備 考：(1) 受付時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）で本人確認をさせていただきます

(2) 終了予定時刻は、午後 2 時 45 分頃（予定）

(2) 第 2 次試験

日 時：第 1 次試験合格者に郵送で通知します。

場 所：川越町役場庁舎

内 容：①小論文試験 ②実技試験 ③面接試験

※ 内容を変更する場合があります。

3 第1次試験の出題分野

【教養試験】

科目	出題内容
教養試験	・時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（13題） ・文書理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（27題）

【専門試験】

科目	出題分野
保育教諭	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健（30題）

4 合格発表

第1次試験の結果は、町ホームページに公表します。

また、第1次試験合格者には、第2次試験の案内を郵送します。

5 受付期間・申込方法

（1）受付期間

令和7年7月25日（金）23時59分まで

（2）申込方法

川越町ホームページに掲載の申込フォームから申込み

※7月25日（金）23時59分までの申込み完了分まで有効。応募が完了した場合、応募手続完了メールが自動送信されますので、受信確認をお願いします。

（@logoform.jpのメールを受信できるように設定してください。）

※受付期間中は24時間いつでも申し込みできますが、システムメンテナンス等のため一時的に使用できない場合がありますので、ご注意ください。

※資格要件を確認できる書類（卒業証明書等）を、画像ファイルで申込フォームに添付する必要があります。

※川越町から試験に関する連絡が必要な場合は、k-soumu@town.kawagoe.mie.jpのアドレスからメールでお知らせします。

（3）その他注意事項

① 申込完了後、川越町から受験票等の送付はいたしません。試験日時に会場までお越しください。

② 受付時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）で本

人確認をさせていただきますので、ご準備をお願いします。

- ③ 試験会場での昼食は可能ですが、弁当・パンの販売、湯茶等の提供はありません。

6 勤務条件等（令和7年4月1日現在）

（1） 初任給

大学卒：225,600円

短大卒：213,600円

※初任給は、前職歴等に応じて加算される場合があります。

ただし、職務経験者の給料月額は、職務経験の内容等に応じ異なりますので、上記金額と同額になるとは限りません。

※諸手当として地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※給与は、民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準じて改定される場合があります。

（2） 勤務時間・休暇

勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで

休日：土曜日・日曜日、祝日、年末年始

休暇：年次有給休暇として20日（採用年は15日）があります。

その他条例で定められた休暇があります。

7 問い合わせ先

川越町役場総務課（電話 059-366-7113）

【参考】地方公務員法

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考】外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、川越町においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 町民に対して公益的な必要から町民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 町民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 町民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

※「公権力の行使」にあたる主な職務の例

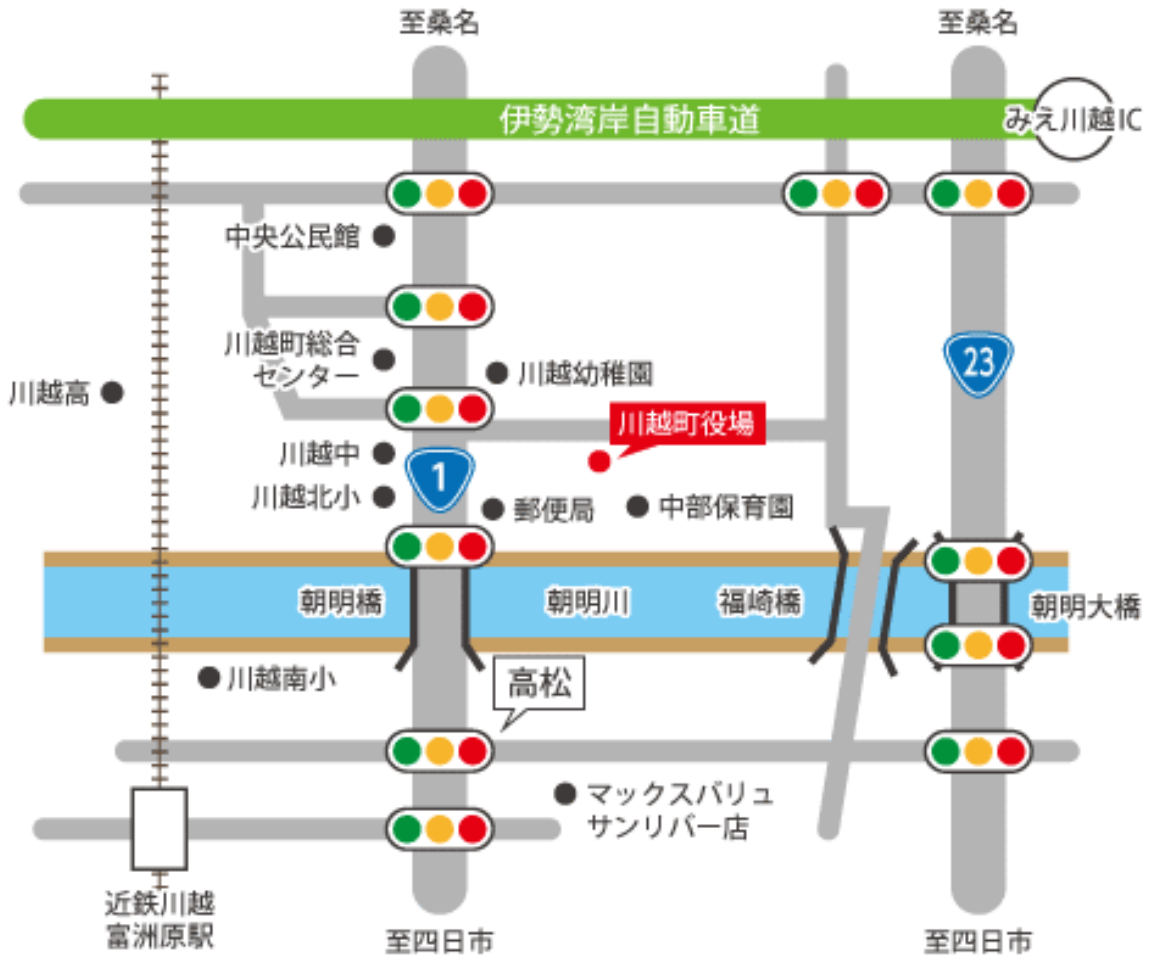
占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、都市計画の決定など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、川越町の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く。）の職（具体的には係長、主幹）への昇任は制限されません。

(試験会場までの案内図)



※川越富洲原駅から徒歩 25 分又はタクシー（約 2 km）